

新規高等学校卒業者を対象とした求人の受付開始

6月1日から、来春高校卒業者を対象とする求人の受付を開始します。新規学校卒業者の選考・採用については、特に求人の取り消し、採用内定の取り消し等の事態が生じないように、確実な採用計画を立てたうえで求人を申し込みいただき、選考においては就職差別のない公正な採用選考を行っていただきますようお願いいたします。

- ハローワークの求人申込書の受付開始日 ▶▶ 6月1日
- 高等学校への求人票提出開始日 ▶▶ 7月1日
- 高等学校からの推薦開始日 ▶▶ 9月5日
- 会社の選考開始日 ▶▶ 9月16日
- 雇い入れ日 ▶▶ 学校卒業後4月1日までに

注1；中学、大学等の求人の取り扱いは異なりますので注意してください。

注2；「求人者マイページ」から申し込みいただきますようお願いいたします。

労働保険の年度更新の手続きは、令和8年6月1日（月）～7月10日（金）までに

労働保険【労災保険と雇用保険】の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日まで(保険年度)の1年間を単位として計算されることになっています。その額は原則として、その事業に使用される労働者の「賃金総額」に事業の種類ごとに定められた「保険料率」を乗じて算出します。

まず、保険年度の当初に、見込みの賃金総額により算定した概算保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したところで精算するという方法をとっています。従って、前年度以前から既に労働保険に加入している場合は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きの両方が必要となります。この手続きを「年度更新」といいます。

年度更新用の申告書は5月末までに事業所あてに郵送されますので、申告書を作成の上、7月10日までに申告・納付を済ませて下さい。提出方法は、但馬労働基準監督署及び兵庫労働局労働保険徴収課の窓口(郵送も可)での受付や、銀行等の金融機関もしくは郵便局の窓口で行う同時納付(その場合は、申告書と納付書を切り離さずに、保険料と併せて窓口提出して下さい。)、または電子申請等をご利用ください。